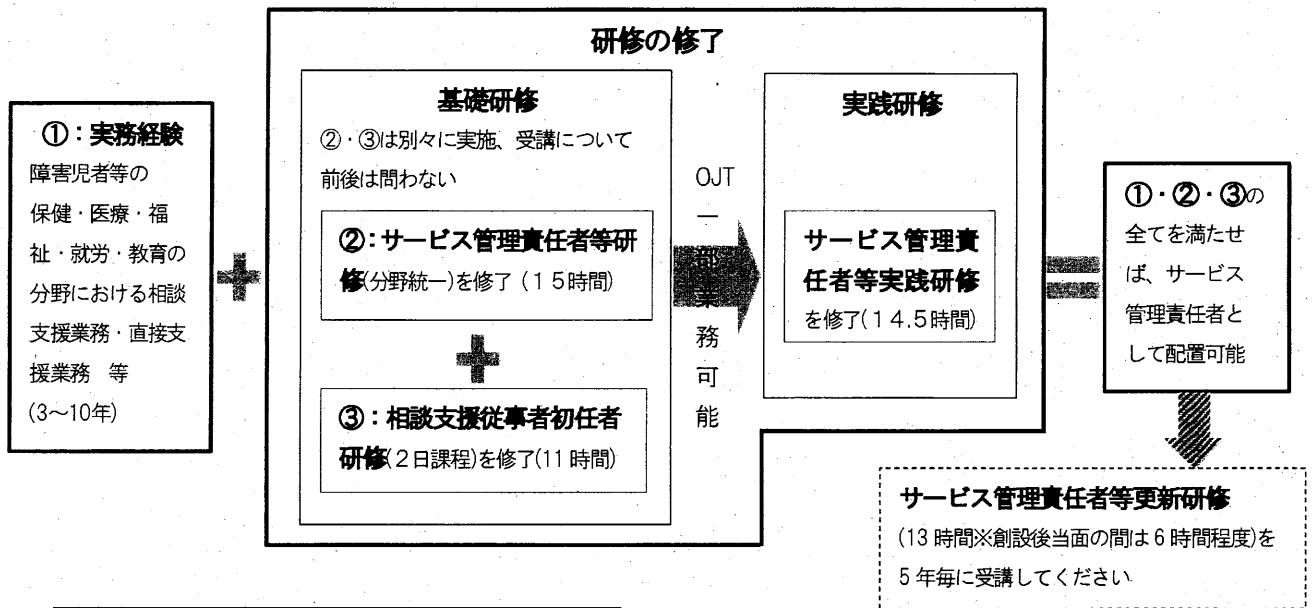


2 サービス管理責任者の要件

(1) 要件 以下、①～③の要件を全て満たすことが必要

- ① サービス管理責任者の要件となる実務経験を要していること。(3年～10年) (「② サービス管理責任者の要件となる実務経験」参照)
- ② サービス管理責任者研修修了者
- ③ 相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者



サービス管理責任者等更新研修
(13時間※創設後当面の間は6時間程度)を
5年毎に受講してください

(2) 要件となる実務経験(厚生労働省告示より)

サービス管理責任者の要件となる実務経験とは、

- ・第1及び第2の期間が通算して5年以上であること
- ・第3の期間が通算して8年以上であること
- ・第1から第3までの期間が通算して3年以上かつ第4の期間が通算して3年以上であることのみ
ずれかとする。(下線部については、平成29年4月から変更になっている。)

【第1】 次の「ア」から「キ」までに掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間

ア・地域生活支援事業(法第77条第1項及び第78条第1項)の従事者

- ・障害児相談支援事業(法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項)の従事者
- ・身体障害者相談支援事業(法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項)の従事者
- ・知的障害者相談支援事業(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条)の従事者

イ・児童相談所(児童福祉法第12条第1項)の従業者

- ・身体障害者更生相談所(身体障害者福祉法第11条第2項)の従業者
- ・精神障害者社会復帰施設(法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項)の従業者
- ・知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法第12条第2項)の従業者
- ・福祉に関する事務所(社会福祉法第14条第1項)の従業者
- ・発達障害者支援センター(発達障害者支援法第14条第1項)の従業者

ウ・障害者支援施設

- ・老人福祉施設（老人福祉法第5条の3）の従業者
- ・精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項）の従業者
- ・救護施設及び更生施設（生活保護法第38条第2項、第3項）の従業者
- ・介護老人保健施設（介護保険法第8条第25項）の従業者
- ・地域包括支援センター（介護保険法第115条の39第1項）の従業者

エ・障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項）の従業者

- ・障害者雇用支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項）の従業者
- ・障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第34条）の従業者

オ・盲学校、聾学校、養護学校の従業者

カ・病院若しくは診療所（健康保険法第63条第3項）の従業者（社会福祉主事任用資格者及訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者（以下、「社会福祉主事任用資格者等」という。）並びに第4に掲げる資格を有している者、第1の「ア」から「オ」までに掲げる従業者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。）

キ・その他これらの者に準ずるものとして奈良県知事が認めた者

【第2】 次の「ア」から「カ」までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等（※1）、保育士及び児童指導員任用資格者（以下「児童指導員任用資格者等」という。）並びに精神障害者社会復帰指導員任用資格者が、直接支援の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間

ア・障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者

- ・療養病床（医療法第7条第2項第4号）の従業者

イ・障害福祉サービス事業の従業者

- ・老人居宅介護等事業（老人福祉法第5条の2第2項）の従業者

ウ・病院若しくは診療所又は薬局（健康保険法第63条第3項）の従業者

- ・訪問看護事業所（健康保険法第89条第1項）の従業者

エ・子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項）の従業者

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者

オ・盲学校、聾学校及び特別支援学校の従業者

カ・その他これらの者に準ずるものとして奈良県知事が認めた者

【第3】 第2「ア」から「カ」までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間

【第4】 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

（※1） 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、児童福祉法第18条の4に規定する保育士、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第43条各号のいずれかに該当する者又は精神保健社会復帰施設の整備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当する者。

（1）社会福祉主事任用資格者 （2）訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者

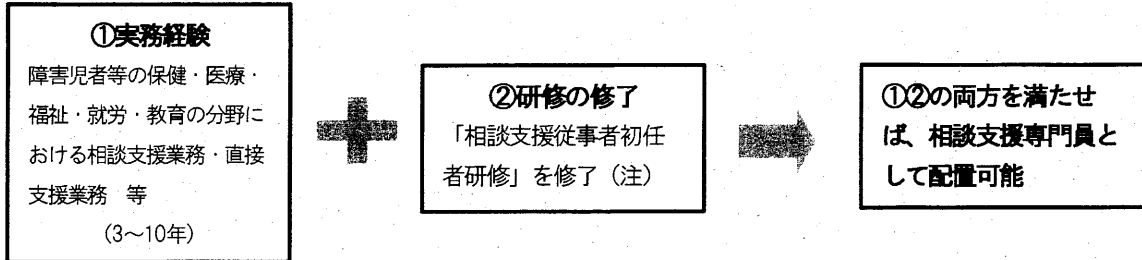
（3）児童指導員任用資格者 （4）保育士 （5）精神障害者社会復帰指導員任用資格者

(注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。

例) 5年以上の実務経験 ⇒ 従事期間5年以上かつ従事日数900日以上要

3 相談支援専門員の要件

(1) 要件



(注) 相談支援専門員の資格は更新制であり、資格を継続するためには、初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、「相談支援従事者現任研修」を修了することが必要となる。

(2) 要件となる実務経験(厚生労働省告示より)

- ・相談支援専門員の要件となる実務経験とは、
 - ・イの期間が通算して3年以上である者(※1)
 - ・ロ、ハ、ホ、ヘの期間が通算して5年以上である者(※1)
 - ・ニの期間が通算して10年以上である者(※1)
 - ・ロ～ヘの期間が通算して3年以上、かつトの期間が通算して5年以上である者(※1)
- のいずれかとする。

イ 平成18年10月1日において(一)～(三)に掲げる者であったものが、同年9月30日までの間に、(一)～(三)に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 地域生活支援事業(法第77条第1項及び第78条第1項)の従事者

・障害児相談支援事業(法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項)の従事者

・身体障害者相談支援事業(法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項)の従事者

・知的障害者相談支援事業(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条)の従事者

(二) 精神障害者地域生活支援センター(法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第6項)の従業者

(三) その他これらの者に準ずるものとして奈良県知事が認めた者

ロ (一) から(五) までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者

(二) 児童相談所(児童福祉法第12条第1項)の従業者

・身体障害者更生相談所(身体障害者福祉法第11条第2項)の従業者

・精神障害者地域生活支援センター(法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第6項)の従業者

・知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法第12条第2項)の従業者

・福祉に関する事務所（社会福祉法第 14 条第 1 項）の従業者

(三) 障害者支援施設の従業者

- ・障害児入所施設（児童福祉法第 7 条第 1 項）の従業者
- ・老人福祉施設（老人福祉法第 5 条の 3）の従業者
- ・精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条第 1 項）の従業者
- ・救護施設及び更生施設（生活保護法第 38 条第 2 項、第 3 項）の従業者
- ・介護老人保健施設（介護保険法第 8 条第 25 項）の従業者

(四) 病院若しくは診療所（健康保険法第 63 条第 3 項）の従業者（社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者、トに掲げる資格を有している者並びに（一）から（三）までに掲げる従事者及び従業者の期間が 1 年以上の者に限る。）

(五) その他これらの者に準ずるものとして奈良県知事が認めた者

ハ 次の（一）から（四）までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等（※2）が、直接支援の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務）に従事した期間

- (一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者
・療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号）の従業者
- (二) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業（老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項）の従事者
- (三) 病院若しくは診療所又は薬局（健康保険法第 63 条第 3 項）の従事者
- (四) その他これらの者に準ずるものとして奈良県知事が認めた者

ニ ハの（一）から（四）までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等（※2）でない者が、介護等の業務に従事した期間

ホ 障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第 19 条第 1 項）、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第 27 条第 2 項）において相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(※1) ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言うものとする。

例) 5 年以上の実務経験 ⇒ 従事期間 5 年以上かつ従事日数 900 日以上要

(※2) 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条各号のいずれかに該当する者又は精神障害者社会復帰施設の整備及び運営に関する基準第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当する者。

- (1) 社会福祉主事任用資格者
- (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者
- (3) 児童指導員任用資格者
- (4) 保育士
- (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者